平成２１年（フ）第１６１７号
広島市安佐北区あさひが丘９丁目22番４号
債務者　松下　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１号
福岡県久留米市北野町中3231番地　コスモスハイツ７号
債務者　須山　二夫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第９３号
長崎県島原市下新丁2392番地１
債務者　島田　耕平
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第５７９号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目１番72号　坂ノ上ハイツ209号
債務者　新穂　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
鹿児島県鹿児島市田上１丁目30番６号　横山コーポ201号
債務者　波瀬　節子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２４号
鹿児島県鹿児島市武２丁目７番10号　坂元アパート202号
債務者　榎股　一索
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６４２号
鹿児島県鹿児島市吉野町2187番地８
債務者　吉村　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６５０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目5008番地３コーポ清渓205号室
債務者　小山　文男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目10番15号
債務者　内村　真人
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９４８号
北九州市若松区棚田町12番16号　宮本方
債務者　奥谷　美奈
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２４７号
北海道苫小牧市明徳町４丁目２番32―206号
債務者　佐藤　信広
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２４８号
北海道苫小牧市明徳町４丁目２番32―206号
債務者　佐藤　美樹
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２６６号
北海道苫小牧市明徳町１丁目７番13号　ロジェ明徳101
債務者　菊地美枝子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２７４号
北海道苫小牧市汐見町３丁目11番６号
債務者　成田　　守
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第５０９号
青森市大字浜田字玉川248番地12　幸陽荘７号
債務者　横山　健治
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
秋田市川元開和町12番26号　フォレストパーク102号
債務者　野呂　佳匡
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６号
秋田市八橋大沼町６番12号　ドミール東106号
債務者　鈴木　明美（旧姓財田）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部